

消防予第 382 号
平成 28 年 12 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について（通知）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等の点検報告制度（以下「消防用設備等点検報告制度」という。）については、その適正な運用に多大な御尽力をいただいているところであり、近年報告率も上昇傾向にあるところです。一方で、本制度が創設されてから約 40 年が過ぎ、制度の抱える課題も指摘されていることから、その解決策について検討を行うため、消防庁では、昨年度より、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）を開催し、点検報告の実施を促進させるための取組事例の収集や経年劣化や新技術を踏まえた合理的な点検方法の検討など、点検報告制度の実効性向上のための検討を行っているところです。今般、検討部会での検討結果等を踏まえ、点検報告制度に係る留意事項等を下記のとおりとりまとめたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 点検票に記載されている不備又は違反事項の是正について

「消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について（通知）」（平成 11 年 6 月 14 日付け消防予第 145 号。以下「145 号通知」という。）1 (4)において、消防用設備等点検報告制度における不備又は違反に対する是正の推進をお願いしているところであるが、防火対象物の関係者から提出される点検票の記

載事項の確認にあたっては次の点に留意が必要であること。

- (1) 点検が実施されたことを示す記号だけではなく、機器の種別、容量等に係る具体的な内容が記入されていること。
- (2) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 36 条第 2 項に規定する防火対象物に係る点検報告について、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 10 号）において消防設備士又は消防設備点検資格者の種類及び指定区分ごとに定められた点検可能な消防用設備等と実際に点検を実施した消防用設備等が合致していること。

2 郵送による点検報告等について

145 号通知 2 において、点検報告が確実に実施されていること等の条件を満たす防火対象物については郵送による点検報告が実施可能な旨を明確に示しているが、今後消防法令の遵守状況が良好な防火対象物を中心に、点検報告の負担軽減を図るためには、郵送による報告が有効であると思料されることから、郵送による点検報告が実施可能な防火対象物として、従前の 145 号通知 2 (1) に示すもののみならず、次の条件を満たすものが考えられること。

- (1) 過去 3 年間、法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検報告が行われていること
- (2) (1) の報告において、全ての消防用設備等について不備事項がないこと

3 点検報告率を向上させるための取組について

検討部会において、点検報告率の高い本部及び平成 27 年度において前年度より点検報告率が大きく向上した本部に対し、その取組を聴取し、その中で点検の実施及び報告の促進のために有効と思料されるものを別紙のとおりとりまとめたので、点検報告率の向上のための取組として参考とすること。

また、貴本部において別紙に示す取組事例以外に点検報告率を向上させるために有効と思料される取組事例があれば、以下の連絡先まで情報提供されたいこと。

別紙 略